

**宮城県議会議会改革推進会議  
報告書**

**令和元年 9 月**

**宮城県議会議会改革推進会議**

## 目 次

1	議会改革推進会議の位置付け	1
2	今期の推進会議の検討の経緯及び検討項目	1
3	検討結果	1
	■検討項目1 常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方	2
	■検討項目2 「予算調製方針の説明」の実施のあり方	4
4	終わりに	6

### 資料編

[資料1]	宮城県議会議会改革推進会議運営要綱	7
	(参考) これまでの議会改革に関する検討状況	9
[資料2]	宮城県議会議会改革推進会議委員名簿	10
[資料3]	議会改革推進会議の検討経過	11
[資料4]	各会派から提案のあった議会改革推進会議における検討項目	12

## 1 議会改革推進会議の位置付け

議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成21年6月に宮城県議会基本条例が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第129条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行っている。〔資料1〕〔資料2〕

## 2 今期の推進会議の検討の経緯及び検討項目

今期の推進会議は、平成31年1月21日に委員指名後初めての会議が招集されてから、令和元年8月21日までの期間中、合計8回にわたり会議を開催し、委員間討議を重ねた。〔資料3〕

検討項目については、各会派から提出された案を委員間討議で審議した結果、平成31年4月19日の会議では、「常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方」と『「予算調製方針の説明」の実施のあり方』の2点を検討項目とすることにした。〔資料4〕

## 3 検討結果

委員間討議では、「常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方」と『「予算調製方針の説明」の実施のあり方』の2点の検討項目に関して様々な意見が出されたが、その討議結果に関して、各会派間で合意があった事項や、次期の議会改革推進会議へ申し送りすべき事項について報告書として取りまとめを行ったものである。

## ■ 検討項目1 常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方

---

### ～所管部課の見直しと審議時間の平準化に向けた取組～

#### (1) 現状と課題

平成31年4月に本県執行部で行われた組織再編によって、環境生活農林水産委員会の所管部である農林水産部が農政部と水産林政部に再編され、環境生活農林水産委員会の所管部の数が、環境生活部と農林水産部の2つの部から、環境生活部と農政部と水産林政部の3つの部になった。

このため、特に、予算・決算等に関する審議などでは、これまで以上に審議時間の長時間化が懸念される事態となった。

この執行部の組織再編を契機に、改めて本県議会の各常任委員会における審議時間と所管部数の不均衡を改善し、平準化を図るため、環境生活農林水産委員会の所管部・課数の見直しについて検討すべきということになったものである。

#### (2) 委員間討議の経過（主な意見）

上記(1)の状況から各会派の合意のもと、今期の検討項目として常任委員会の所管部の編成を見直すべく、検討を行うことになったが、委員間討議の開始当初の段階では、常任委員会の所管部の見直しを安易にすべきではないとする意見と、審議時間が長時間化している環境生活農林水産委員会の所管部の見直しをすべきという意見の大きく2つの意見に分かれた。

その後、常任委員会の審議時間に関して、本県議会常任委員会の近年の状況と東日本大震災以前の状況の比較や、全国の都道府県議会の常任委員会の設置状況についての調査結果などを参考に、慎重審議を重ねた。

審議の長時間化については、時々の重大審議案件の有無や所管部数にも左右されることも然ることながら、各常任委員会に配属された委員の質問の仕方に因るところも大きいという意見があった。

しかし、最終的には、所管業務の関連性の観点、過去の本県議会の常任委員会の所管部の編成の状況や、全国の設置状況などを踏まえて、環境生活農林水産委員会の所管部の見直しを行うという結論に至った。

### **(3) 常任委員会の所管部の見直し（編成）の方向性**

委員間討議における各委員の意見集約の結果、環境生活農林水産委員会の具体的な所管部の編成としては、所管業務の関連性と所管課数の状況、これまでの本県の常任委員会の設置（編成）状況及び全国の常任委員会の設置状況を踏まえて、農政部と水産林政部を一つの常任委員会とし、環境生活部と保健福祉部（保健福祉委員会）をもう一つの常任委員会とする結論に至った。

なお、その他の常任委員会（総務企画委員会、経済商工観光委員会、建設企業委員会、文教警察委員会）については、所管部の見直しは行わず、これまでどおりの編成となる。

## ■ 検討項目2 「予算調製方針の説明」の実施のあり方

---

### ～開催日程や実施回数の見直し～

#### (1) 現状と課題（これまでの「予算調製方針の説明」が実施されるまでの経緯）

現在、9月上旬と11月上旬の予算特別委員会における「予算調製方針の説明」は、県執行部が説明した内容に対して、議会が質疑をする形態で実施している。

この「予算調製方針の説明」の実現に当たっては、平成21年度から平成24年度までの期間において、本県の議員改革推進会議の場で数多くの検討や試行がなされたことと同時に、本県執行部との調整を経て、平成25年度から、現状のように、9月上旬と11月上旬の年度中の2回にわたって実施されることになったものである。

しかしながら、制度の開始から6年経過した実施状況について、国と県の予算編成スケジュールとの関連で、議会の意見が十分に反映されにくい状況にあることから、「予算調製方針の説明」の実施のあり方について疑問視する声があり、実施する時期や回数について見直しを検討すべき、ということとなったものである。

#### (2) 委員間討議の経過（主な意見）

上記(1)の状況から各会派の合意もと、今期の検討項目として「予算調製方針の説明」の実施のあり方として、実施時期と実施回数を見直すべく、検討を行うことになったが、委員間討議の開始当初の段階から、見直しの是非について大きく2つの意見に分かれる状況となった。

上記(1)の現状から、「実施時期と回数について見直すべき」という意見が出された一方、「現在の実施時期と実施回数については、これまでの議会改革推進会議の場及び県執行部との間で長期間にわたって検討に検討を重ね、時宜に合った合理性のある制度として完成しているため、改めて見直す必要はない」とする意見が出された。

その後、これまでの「予算調製方針の説明」の実施状況や平成25年度の議会改革推進会議の報告書、予算編成のスケジュールなど参考に、慎重審議を重ねた。

「予算調製方針の説明」の実施のあり方について見直しをすべきとする委員の主な意見としては、『現状の「予算調製方針の説明」は、当初の開催目的が見

失われて形骸化している。質疑内容についても2回とも同じような内容となっており、議員の改選期には1回の実施となっていることから、実施回数を1回に減らして内容を充実化し、実施時期も見直したほうがよい。』という意見であった。

一方で、見直しをすべきではないとする委員の主な意見としては、『同じような質疑内容となっている主な要因としては、委員の「予算調製方針の説明」制度や本来の実施目的への理解度の問題である。「予算調製方針の説明」の実施を2回から1回へと回数を減らすことは、議会が執行部をチェックする機会を減らすことにつながり、二元代表制の観点から、そのようなことを議会側から提案することはあり得ないことである。また、現状の実施時期についても理にかなっているので見直しの必要はない。なお、改選期の1回の実施は、物理的にやむを得ないものとして整理すべき』という意見であった。

委員間討議を重ねたが、これらの見直しの是非については、最終的な合意までは至らなかった。

### **(3) 今後の「予算調製方針の説明」の実施の方向性**

上記(2)の委員間討議では、見直しの是非に関しては、委員全員の意見の一致はしなかったものの、課題や論点が整理されたことにより、次のとおり課題解決に向けた今後の方向性について確認することができた。

今期の「予算調製方針の説明」は、宮城県議会議員一般選挙（令和元年10月18日告示、10月27日投票日）を踏まえてのスケジュールとなっていることから、今期の実施状況を検証し、「予算調製方針の説明」の実現に至るまでの経緯とこれまで実施してきた実績を考慮しながら、実施回数と実施時期のみならず、運営全般の課題について、次期の議会改革推進会議の場で引き続き検討を行うべきであるという結論に至った。

## 4 終わりに

今期の推進会議は、常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方と「予算調製方針の説明」の実施のあり方の2つの検討項目について討議を重ねてきた。

常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方に関しては、本県執行部の組織再編に合わせて、現在6つある常任委員会のうち、環境生活農林水産委員会と保健福祉委員会について、環境生活部と保健福祉部を一つの常任委員会とし、農政部と水産林政部を一つの常任委員会とする組み替えを行うことで、常任委員会の所管部課数と審議時間の平準化が期待されるところである。

「予算調製方針の説明」の実施のあり方に関しては、今期において最終的な結論までは至らなかったものの、次期推進会議の場で引き続き検討を行っていくことで、より内容の充実化並びに効率化が期待されるところである。

今期の推進会議の検討項目については、検討期間が短い中で、方向性について示すことができたが、宮城県議会基本条例の理念等に基づき、より充実した議会運営ができるよう継続的に議会改革に取り組まなければならないことを申し添え、議会改革推進会議の報告書の結びとする。



## ■ 宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

二 その他委員長が必要と認める事項

(分科会等)

第七 議会改革の推進に関する基本的事項について円滑に協議又は調整するため、必要があるときは、推進会議に分科会等を置くことができる。

2 分科会等は委員長が指名する委員をもって構成する。

3 分科会等の名称、人数、協議又は調整事項等運営に必要な事項については、推進会議で定める。

(議長への報告)

第八 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第九 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議題及び議事の要旨
- 四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第十 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年三月十六日から施行し、改正後の宮城県議会議会改革推進会議運営要綱の規定は、この要綱の施行の際現に在任する宮城県議会議会改革推進会議委員の任期について適用する。

附 則

この要綱は、平成二十七年二月三日から施行する。

(参考)

## ■ これまでの議会改革に関する検討状況（平成7年以降）

	組織の名称	組織の性格	設置期間	構成委員	検討事項	主な検討内容
1	議会改革検討委員会	議長の諮問機関 (設置要綱)	H7.10～ H8.12	各会派から1名以上で、10名以内	議会情報公開、議会運営等に関する諸事項について	①情報公開要綱の制定（H9.4から情報公開を実施） ②本会議の会議時間の変更（午前10時から午後5時までとする。） ③本会議の応招議員に係る費用弁償は、日額とし、土・日・祝は原則として支給しないこととする。 ④県政調査費交付要綱の制定
2	地方分権議会制度対策特別委員会	特別委員会 (法定)	H12.7～ H13.6	<全会派10人>	地方分権及び議会機能強化等に関する諸施策について	①議会事務局の組織改編（調査課を政務調査課とし、政務調査課に政策法令班を新設し、3班体制とする。） ②「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例」の制定
3	議会改革検討委員会	議長の諮問機関 (設置要綱)	H13.8～ H15.3	<全会派9人>	議会運営、議会の経費節減等について	①議員宿舎や議会バスの廃止等による議会の経費節減 ②議会広報テレビ番組の製作や、IT化の一環として議会LANを構築し、議会広報の充実等を図る。（経費節減分を活用）
4	議会改革推進会議	議員全員参加の任意検討機関 (規約)	H15.10～ H19.4	議員全員63人	地方分権の推進や分権時代にふさわしい議会のあり方について	①一問一答方式の試行。対面演壇の導入。予算・決算特別委員会での説明用パネルの使用を認める。 ②事務局立法スタッフの増員を図る。また、委員会で条例制定のために有識者から意見を徴する場合の経費を予算化する。 ③地方自治法の一部改正（H18.6公布。改正内容：臨時会の招集請求権、委員会制度に関する事項、専門的知見の活用等）に応じた議会とする。
5	議会改革推進調査特別委員会	特別委員会 (法定)	H20.7～ H21.6	自民6人 改革2人 社民1人 公明1人	宮城県議会基本条例の制定に向けた検討	H21年6月定例会に宮城県議会基本条例を提案し、全会一致で可決
6	議会改革推進会議	「協議等の場」 (運営要綱)  ※議会基本条例の制定を受け、H21年6月定例会で自治法の「協議等の場」として設置	H21.7～	～H23.6 <全会派14人>  H23.12～ H27.11 <全会派※15人> ※1人会派は併せて1会派とカウント  H28.3～ <全会派14人>	議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）	○H21.7～H25.11 ・議会運営委員会と役割分担しながら、条例の具体化に向けた検討 ・議員提案条例の見直し、議員選出監査委員に係る検討 ○H26.2～H27.11 ・宮城県議会震災記録誌（東日本大震災の議会の対応記録並びに検証及び提言）の作成 ・宮城県議会災害対応マニュアルの検討 ○H28.3～H29.2 ・政務活動費の在り方に係る検討 ○H29.3～H29.11 ・議会における住民参加（傍聴環境、県民との意見交換会）に係る検討 ○H29.12～H30.11 ・議会におけるICT活用の可能性の検討 ・議会基本条例に基づく取組の検討 ・大学との連携の検討

## ■ 宮城県議会議会改革推進会議委員名簿

(委員任期：平成30年12月17日～令和元年11月12日)

自由民主党・県民会議	◎ 畠山和純 佐々木喜藏 石川光次郎 細川雄一 佐々木賢司 深谷晃祐 庄田圭佑
みやぎ県民の声	藤原のりすけ ○ 高橋啓
日本共産党宮城県会議員団	内藤隆司
公明党県議団	横山のぼる
社民党県議団	岸田清実
無所属の会	渡辺忠悦
21世紀クラブ	吉川寛康

(◎は委員長，○は副委員長)

## ■ 議会改革推進会議の検討経過

日付	内 容
平成31年 1月21日(月)	<b>議会改革推進会議（1回目）</b> ○正副委員長の互選（畠山和純委員長，高橋啓副委員長） ○議会改革推進会議における検討項目について
3月 8日(金)	<b>議会改革推進会議（2回目）</b> ○議会改革推進会議における検討項目について
4月19日(金)	<b>議会改革推進会議（3回目）</b> ○議会改革推進会議における今後の検討項目について
令和元年 5月21日(火)	<b>議会改革推進会議（4回目）</b> ○議会改革推進会議における今後のスケジュールについて ○常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方について ○「予算調製方針の説明」の実施のあり方について
6月17日(月)	<b>議会改革推進会議（5回目）</b> ○常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方について ○「予算調製方針の説明」の実施のあり方について
7月 2日(火)	<b>議会改革推進会議（6回目）</b> ○常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方について ○「予算調製方針の説明」の実施のあり方について
7月19日(金)	<b>議会改革推進会議（7回目）</b> ○常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方について ○「予算調製方針の説明」の実施のあり方について
8月21日(水)	<b>議会改革推進会議（8回目）</b> ○議会改革推進会議報告書案について（報告書の決定）
9月 3日(火)	<b>議会改革推進会議報告書提出</b> ○正副委員長から正副議長へ報告

## ■ 議会改革推進会議における検討項目

※ 内は今期の検討項目

### 1 議会における住民参加

- (1) 傍聴環境
- (2) 県民等との意見交換会
- (3) 政策提言等に係る関係機関との連携

### 2 議会の運営

- (1) 議会基本条例に基づく取組
- (2) 予算等審議体制（「予算調製方針の説明」の実施のあり方）
- (3) 本会議運営の充実
- (4) 委員会運営の充実（常任委員会の所管部課の編成及び運営のあり方）
- (5) 議会広報（議会情報の発信）のあり方

### 3 その他

- (1) 旅費（応招旅費）のコスト削減
- (2) 遠隔地出身議員の宿泊
- (3) 議会内設備の改善